

新宮町立新宮東中学校PTA細則

(地域の区分)

第1条 規約第16条第1項第1号による地域選出評議員は、次のとおりとする。

(1) 地域別評議員数

地域名	評議員数	地域名	評議員数
的野	1	上府	2
立花口	2	夜臼1	2
花立花	2	夜臼2	2
原上	2	夜臼3	1
フーネオ新宮	2	夜臼4	2
三代	4		

(2) 評議員数1名の地域は、地域代表評議員とし、4名の地域は、地域代表評議員2名、施設安全評議員2名とすること。

(3) 地域に生徒がいない場合は、その地域の評議員は選出しない。

(慶弔規定)

第2条 規約第33条による慶弔規定は、次のとおりとする。

(1) 会長及びその他の役員に対する記念料は、年ごとに次のとおりとする。

ア 会長 5千円

イ その他の役員 3千円

(2) 教職員、転退職の場合、記念料は、次のとおりとする。

ア 校長 初年度2千円、以降1年につき1千円

イ 教頭 初年度2千円、以降1年につき1千円

ウ 教職員 1年につき1千円

(3) 会員その他死亡の場合、香典料は、次のとおりとする。

ア 会員 5千円

イ 生徒 5千円

(4) 会員その他、初盆の場合、香典料は、次のとおりとする。

ア 会員 3千円

イ 生徒 3千円

(5) その他、必要と認めた事項については、会長、校長、協議の上取り計らい、評議員会に報告する。

(細則の改正)

第3条 この細則の改正は、評議員会の議決によるものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月27日から施行する。